

いじめ防止基本方針

1 保内小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立保内小学校は、子供の尊厳を保持する目的の下、学校や家庭、地域、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「保内小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・ 主に単発的ないじめが認知されているが、中には継続しているいじめもある。
- ・ 昨年度は仲間外れをする、からかったり悪口を言ったりする、乱暴な行為をする、複数人で責め立てるなどのいじめが見られた。本人からの主張や「こころのアンケート」で実態を把握し、継続して指導し経過観察をしている。
- ・ 令和 5 年度より開始された富山市教育センターの「Google フォームを使った教育相談申込み」（クロムブックのトップ画面に有り）への相談は数件確認された。悩みを相談した子供には個別に対応し、解決に向けて働きかけている。
- ・ 昨年度は SNS を用いたいじめは確認されなかったが、個人のスマートフォンやタブレットを用いたメッセージの交換やゲームのやり取りをしている様子が見られるため、継続して情報モラルの学習を行い、適切な使い方の指導が必要である。

(2) 本校の課題

- ・ いじめにつながりそうな行為が、どの学年でも見られるため、低学年の段階から、人間関係づくりやアサーショントレーニング等、未然防止の指導の充実に努める必要がある。令和7年度は、人権週間に合わせてほかほか言葉集めを全校で行った。思いやりのある言葉を普段から使用し、温かい人間関係作りができるように努めた。
- ・ 冷やかしやからかい、悪口等、言葉によるものが多く見られるため、学校生活の中での子供の言葉遣いや教職員の発する言葉等、言語環境に留意した教育活動に努めなければならない。また、相手の気持ちを思いやる心情や態度を育むための道徳教育の充実に取り組まなくてはならない。
- ・ 軽々しく「うざい」「死ぬ」などの言葉を使うなど、受け取る相手の気持ちを考えずに行動してしまう様子が見られる。言ってよいことと悪いことの判断や相手への思いやりの気持ちを適宜指導している。コミュニケーションを取る上で必要なことを学校生活の中で学び、身に付けられるようにしていきたい。
- ・ SNS (TikTok や LINE 等) を利用して友達同士でやり取りをしていることがあるため、大人の目の届かないところでのトラブル等が懸念される。情報モラルについて指導するとともに、保護者に対しても家庭内で SNS のルールを作り、行動に注視してもらうように働きかける必要がある。また、今後も継続してスマートフォン、パソコン等の利用の仕方やネットモラルに関する指導を行い、危機意識を高めていきたい。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を作り、学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ子供及び保護者に示し、子供が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図る。
- ・ 道徳教育や人権教育を充実したり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめを「しない、させない、許さない」態度の育成に努める。
- ・ 被害児童が自尊感情を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示す。
- ・ 教育相談やチャンス面接等を複数回実施し、子供たちが困ったことや心配事について気軽に相談できる雰囲気づくりを行い、日頃から子供たちの人間関

係や一人一人の言動や表情に目を配るように努める。

- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努め、誰もが活躍できる集団づくりを進める。
- ・ いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・ 縦割り班活動を通しての異学年交流、地域の様々な方々（お年寄り、園児等）との触れ合い活動を推進し、コミュニケーション能力の向上や思いやりの心の醸成に取り組む。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点、いじめの重大事態への対応等について事例研修を行い、教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや事例研修、ストレスマネジメント等の教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

(2) いじめの未然防止のポイント

「いじめの未然防止や初期対応時におけるポイントについて」（令和7年2月12日 いじめ対策推進班）別紙参照

(3) いじめの早期発見のための取組

- ・ 「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、子供の言動や表情を細かく観察することや定期的な調査等を実施することで、いじめの早期発見に努める。
- ・ 休み時間や放課後、長期休業中や休日等の子供の様子の観察、日記等での子供との日常のやりとりや個人面談、個別懇談会等、常に情報収集に努め、子供を見守る。
- ・ いじめは、大人に見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、子供からの些細ないじめに関する情報であっても真摯に耳を傾け、学校の教職員全体で共有し、見守りや見届け等、共通意識をもって解消に向け、迅速に取り組む。
- ・ 定期的に「こころのアンケート」調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・ 「いじめ予防チェックシート」によって、日頃から自らの姿勢や指導の在り方を見直し、子供たちの指導・支援を適切に行うよう努める。
- ・ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備し、保健室や相談室、外部の専門機関等について広く周知するよう努める。
- ・ 被害児童にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解する。相談を受けた際には、直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底する。

(4) いじめが起きたときの対応

①いじめの認知後の対処等

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、必ずその場でその行為を止め、直ちに被害児童、いじめを知らせた子供の安全を確保する。「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を上げて直ちに暴力行為を止める。場合によっては、加害児童の保護者の理解を得た上で、当該の子供を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどし、被害児童を守る措置を講じる。
- ・ 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な内容と思われる内容であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。被害児童と加害児童それぞれの保護者には、できる限り認知当日に事実を連絡し、適切に調査、指導する旨を伝え、理解を得る。
- ・ いじめの事実の有無や事実の内容の確認をし、いじめと認知した際には、市教育委員会に報告（様式10「いじめの初期対応に係る報告」）する。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議する。
- ・ 犯罪行為を伴う事案等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、富山西警察署に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

②いじめ解消に向けた取組

- ・ 被害児童とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア徹底して本人や秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、被害児童の安全を確保する。
 - イ被害児童が信頼できる人と連携するなどして、子供の心に寄り添い、支援する体制をつくる。状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、支援に取り組む。
- ・ 加害児童とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ保護者の理解を得て、連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - ウ加害児童へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為にあたる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エいじめの背景にも目を向け、加害児童のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
 - オ警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、加害児童の健

全な成長を促すことを目的に行う。

- ・ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、同調することや傍観することもいじめに荷担していることになることを確実に理解させる。「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を徹底することで、意識の高揚を図るとともにいじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について保護者や子供に周知する。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめ対策として、保護者と連携しながら学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

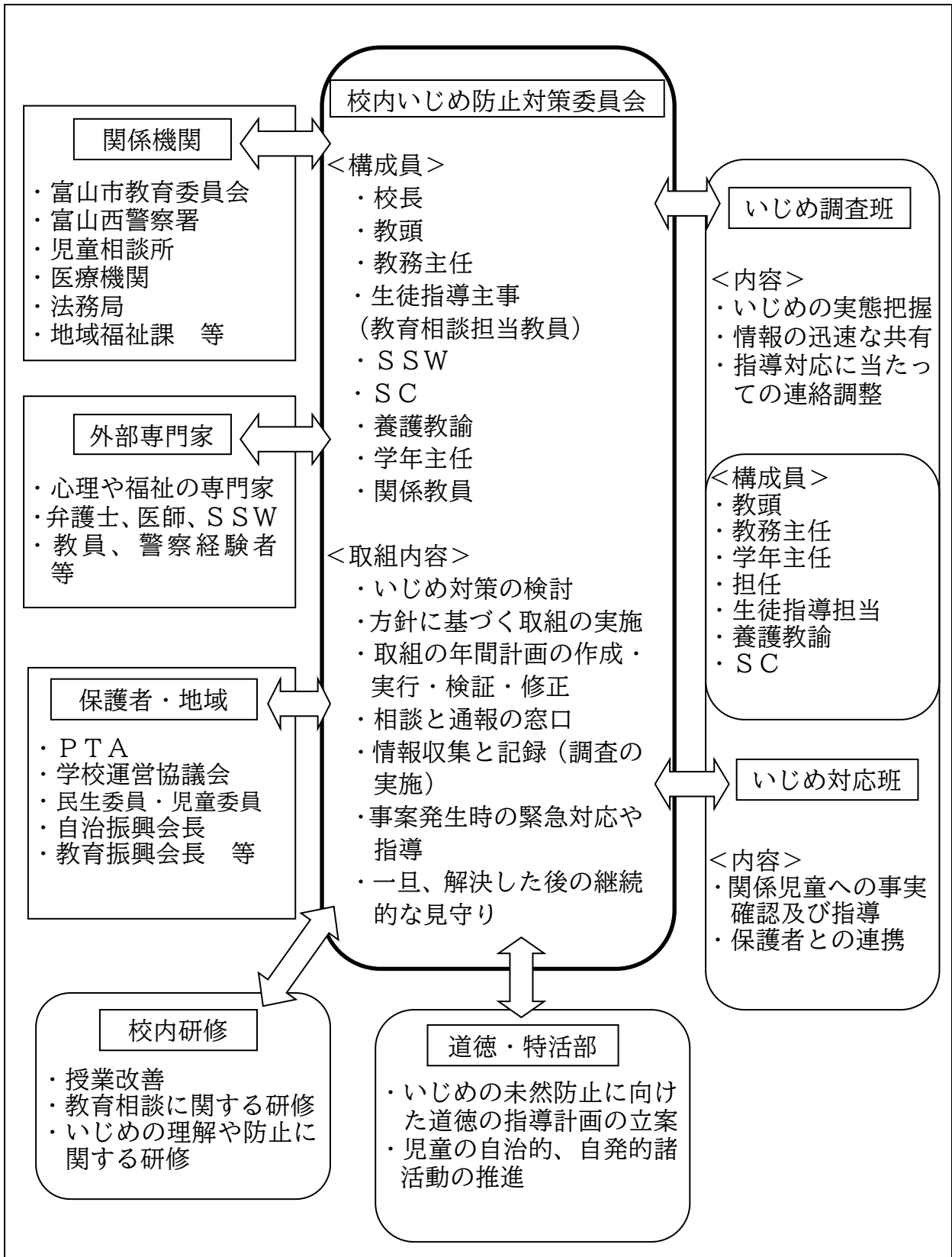
※ いじめが「解消している状態」の判断について

単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している状態」と判断するには、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

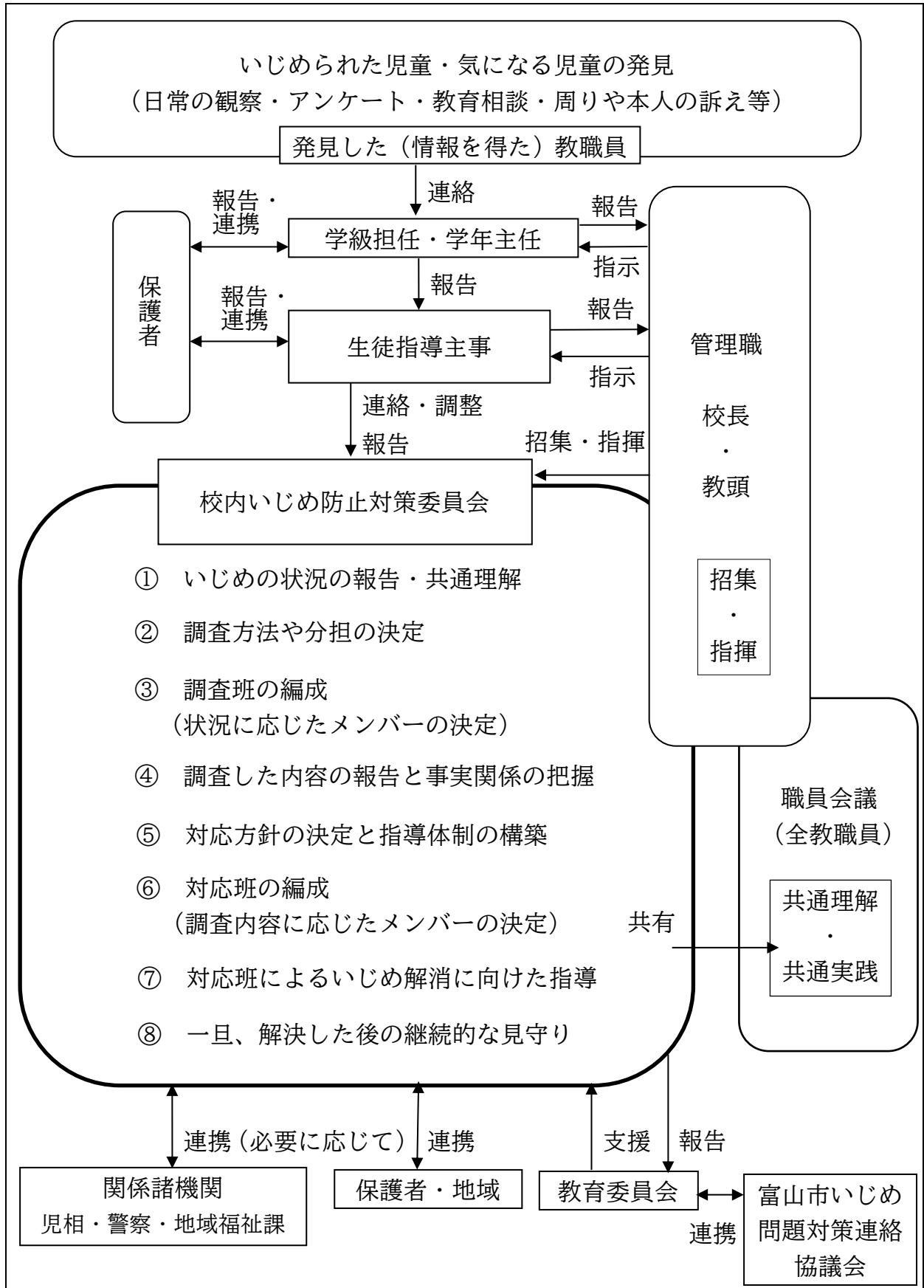
ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（いじめを受けた子供及びその保護者への面談等で確認）

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 (法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめを認知した場合の組織的対応の流れ】



【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等	<p>校内いじめ防止対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で 共通理解</p> <p>PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発、いじめに関する動画視聴</p> <p>職員会議</p>	<p>事案発生時、緊急校内いじめ防止対策委員会の実施</p>			<p>いじめ問題に関する職員研修会①</p>		
未然防止への取組	<p>学級・学年づくり人間関係づくり (校外学習等)</p>						
	<p>いじめ実態把握調査</p>	<p>携帯安全教室の実施 上学年</p>	<p>縦割り活動を通しての人間関係づくり(結団式、運動会、縦割り交流活動、清掃等)</p>				
	<p>児童会による未然防止に向けた自治活動(あいさつ運動等)</p>						
早期発見への取組	<p>こころのアンケート(毎月)</p>						
	<p>教育相談週間</p>	<p>教育相談週間</p>	<p>保護者・学校関係者 学校評価アンケート</p>	<p>教育相談週間</p>	<p>教育相談週間</p>		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	<p>校内いじめ防止対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認</p>	<p>事案発生時、緊急校内いじめ防止対策委員会の実施</p>			<p>いじめ問題に関する職員研修会②</p>	<p>校内いじめ防止対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し</p>	
未然防止への取組	<p>学級・学年の人間関係づくり(学級活動、宿泊学習、学習発表会等)</p>						
	<p>縦割り活動を通しての人間関係づくり(縦割り交流活動、清掃、集会活動、縄跳び大会等)</p>						
	<p>児童会による未然防止に向けた自治活動(あいさつ運動、なかよし活動等)</p>						
	<p>情報モラル安全教室の実施 下学年</p>		<p>「人権週間」 の取組</p>		<p>道徳・特別活動 計画へ生かす</p>		
早期発見への取組	<p>こころのアンケート(毎月)</p>						
	<p>教育相談週間</p>	<p>教育相談週間</p>	<p>教育相談週間</p>	<p>保護者・学校関係者 学校評価アンケート</p>	<p>教育相談週間</p>	<p>教育相談週間</p>	<p>教育相談週間</p>

4 いじめの重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

- ①の例示
- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 転校に至るほど精神的苦痛を受けた場合

- ②の例示
- 年間30日以上欠席を目安に、一定期間連続して欠席をしている場合 等

(2) 重大事態の対応についての留意事項

<対応の態勢>

- ・ 重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて、速やかに市長へ事態が発生した旨を報告する。市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、調査のための組織を設け、事案の全面解明、当該事態への対処、同種の事態の発生の防止を図るための調査を行う。

<情報収集>

- ・ 調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることを目的とする。
- ・ 調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 調査の実施は被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進める。
- ・ 被害児童、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して進める。被害児童から、十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ・ いじめたとされる児童からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性及び中立性を確保する。
- ・ いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、保護者の要望・意見を十分に聞き取るとともに、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査を行う。
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や保護

者に対して説明を行う。調査の進捗状況について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、拒むことなく、定期的又は適時に説明や経過報告に努める。

- ・ 学校は、自らの対応にたとえ不都合なことがあっても、事実関係を明らかにして、対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で調査に取り組む。

<調査の報告>

- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、被害児童や保護者に対して説明を行う。調査の進捗状況について、被害児童及び保護者に対して、拒むことなく、定期的又は適時に説明や経過報告に努める。
- ・ 加害児童及びその保護者に対して、被害、保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明する。学校は、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導を行い、いじめをしたことへのあやまちに気付かせ、謝罪の気持ちの醸成を図る。
- ・ 調査結果は、市教育委員会を通じて、市長に報告・説明する。

<調査結果の公表>

- ・ 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童とその保護者に確認する。報道機関等に公表する場合は、他の児童または保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告する。その際に、児童または保護者の間に憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策とともに調査結果を説明する。外部の公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果の内容について、他の児童、保護者に対して説明を行うことを検討する。

<子供たちの心のケア>

- ・ 当事者（保護者）への対応だけでなく、影響を受けるかもしれない子供を広く把握するよう努め、適切な心のケアのためスクールカウンセラーや専門機関との連携を図る。